

「模擬飛行装置のみを使用して行うことができる航空従事者技能証明実地試験について」及び「航空従事者技能証明等の実地試験を模擬飛行装置のみにより行うための細則について」の全面改正について

平成 2 1 年 4 月  
航空局 技術部  
乗 員 課

## 1. 背景

航空従事者の技能証明を行うにあたり、受験者の操縦技量等を確認するために実施する実地試験については、本来、実機を使用して実施するものであるが、性能の高い模擬飛行装置が開発されてきたことにより、模擬飛行装置を用いた実地試験により十分に受験者の操縦技量を確認することが可能になってきたことを受けて、実地試験における航空会社の負担軽減等に資するため、国土交通省においては「模擬飛行装置のみを使用して行うことができる航空従事者技能証明実地試験について（平成 15 年国空乗第 230 号）」及び「航空従事者技能証明等の実地試験を模擬飛行装置のみにより行うための細則について（平成 15 年国空乗第 231 号）」を制定し、必要な要件を満たしていることが確認された訓練課程を修了した操縦士に対して実施する実地試験について、一定条件を課した上で、実地試験の全部を模擬飛行装置を使用して実施できることとした。

制度開始から既に 6 年程度が経過しており、技術革新を受けて模擬飛行装置の高性能化がより一層進んでいること、模擬飛行装置のみを使用した実地試験の実施回数が相当数の実績に上ったこと等に鑑み、今般、実地試験の全部を模擬飛行装置等で実施するための要件を見直す等、所要の措置を講ずることとする。

## 2. 主な改正点

### ①申請要件の見直し

- ・ 模擬飛行装置により実地試験の全部を実施することについて申請できる訓練課程の要件を緩和し、当該課程の最近の修了者少なくとも 6 名の実機部分に係る実地試験の合格者数が受験者の 80%以上であることとする。

### ②承認要件の見直し

- ・ 実地試験の全部を模擬飛行装置で実施するために必要に応じて見直し等を行った申請訓練課程について、課程の修了者少なくとも 6 名の模擬飛行装置による実地試験の合格者数が受験者の 80%以上であることとする。

### ③承認後に行う追跡調査の見直し

- ・ これまで模擬飛行装置のみによる実地試験により技能証明を取得した者に対して実施してきた追跡調査について、指定航空従事者養成施設の課程については、これを廃止する。
- ・ 追跡調査の対象者を首席航空従事者試験官が指名する一部の者に限ることとする。

## 3. スケジュール（予定）

5 月中施行